

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第145号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年10月29日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県に提出した免税軽油使用者証受付申請書及び免税証交付申請書に関する関係する（法人に関する〇〇市内）書類 期間（H30年～現在まで）申請書 地域創生部〇〇」（公文書公開請求書の備考欄には、「法人印を押印した申請書及び機械の型式がわかる書類の請求と立案用紙の請求。その他の添付書類は除く。」との追記がなされている。）の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年12月25日、実施機関は、本件請求に対し、「免税軽油使用者証及び免税証の交付について」のうち漁船以外の船舶、農業等及び木材加工業以外の業種のみに係るもの（以下「本件公文書」という。）を特定し、条例第8条第2号に該当するため本件公文書の全部を公開しない公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年12月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年10月3日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為。件数が少ないので出さないとの県の主張は可笑しいと判断し、出せ。」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「県の理由は、件数が少ないので出さないとする理由は通らないので申請の一覧表がないので出せ。」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の内容について

実施機関は、本件請求の「県に提出した免税軽油使用者証受付申請書及び免税証交付申請書に関する関係する（法人に関する〇〇市内）書類、期間（H30年～現在まで）申請書」、備考欄の「法人印を押印した申請書及び機械の型式がわかる書類の請求と立案用紙の請求、その他の添付書類は除く」から公文書を特定した。

なお、備考欄は、公文書公開請求書受付時に、受付をした職員が請求内容を特定するため、審査請求人に確認しながら追記したものである。

請求対象の公文書のうち、「漁船以外の船舶」、「農業等」及び「木材加工業」以外の業種は件数が少なく、名称、所在地等を非公開としても法人を特定され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第2号に該当するとし、条例第12条第2項の規定により、本件決定を行ったものである。

2 本件処分理由について

軽油には、1キロリットルにつき32,100円の軽油引取税が課税されているが、農業や林業など特定の事業者や船舶の使用者が、動力耕うん機や船舶の動力源など特定の用途に軽油を使用する場合に限り、申請により軽油引取税が課税されないこととなる。この特定の用途（免税の用途）のために引き取られる軽油を免税軽油といい、特段の理由がない限り、免税の対象業種の法人は免税軽油を使用するために申請を行うと考えられる。

請求対象の公文書のうち、「漁船以外の船舶」、「農業等」及び「木材加工業」以外の業種は、対象事業全体の法人数が少なく、申請法人はそれぞれ0社～3社である。その中には、業種名を挙げるだけで法人が特定される業種が含まれるとともに、名称、所在地等の法人に関する情報を非公開とし、その他を部分公開とすると、他の情報と突合するなどして、法人を相当程度特定ないし推測される可能性がある。今回の非公開情報は、財務管理や財産等の内部管理に関する情報や取引先の名称などであるので、これを公にすると事業者の事業活動が害されるおそれがあるとともに自律性への不当な侵害となるおそれもある。

よって、当該公文書に記録された情報は条例第8条第2号の「法人に関する情報」に該当するとともに、条例第9条の「部分公開」が行えないため、処分庁は公文書の全部を非公開とする本件決定を行ったものである。

以上のとおり、本件処分は、条例に従って適切に行われており、公開すべきものはない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年10月3日	諮問
令和7年1月28日 第1部会（第19回）	審議
同年 2月17日 第1部会（第20回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書を、本件公文書と特定して本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は審査請求書において、「県の理由は、件数が少ないので出さないとする理由は通らないので申請の一覧表がないので出せ」と主張している。

本件請求では、本件請求に係る公文書公開請求書の備考欄に「法人印を押印した申請書及び機械の型式がわかる書類の請求と立案用紙の請求、その他の添付書類は除く。」との記載がある。この備考欄の記載は審査請求人自ら行ったものではないが、審査請求人の意思に基づき行われたものと認められるから、備考欄記載のとおり限定した上で公文書を特定したとの実施機関の説明に不合理な点はなく、実施機関の行った公文書の特定は妥当なものである。

2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公開文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

条例第8条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる旨を規定している。

ここにいう「権利」とは、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上

の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等の自由が尊重されるものを広く含むものである。

3 実施機関が本件公文書の全部を公開しなかったことの妥当性について

審査請求人は、実施機関が本件公文書の全部を非公開としたことを不当と主張していることから、実施機関が本件公文書の全部を公開しなかったことが妥当か否かを以下検討する。

当審査会において本件公文書に記録された情報を確認したところ、本件公文書には、事業者に関する情報として屋号、業種、件数、数量（リットル）、法人の名称及び所在地、法人の代表者氏名及び印影、電話番号、使用者証番号、免税証番号、船名、船舶検査済票の番号、製造番号、船体識別番号、予備検査番号、用途、製造者型式等の情報が記録されていた。これらは、事業者の財産のほか、軽油の使用状況や取引先等の事業者の競争の分野としてとらえられる情報又は内部管理に関する情報であり、これらの情報を公にすることにより、事業者の事業活動が害され、又は自律性への不当な侵害となるおそれがあると認められることから、条例第8条第2号に該当する。

実施機関の説明のとおり、事業者が、軽油引取税が免税される用途で軽油を使用している場合、当該用途には免税軽油を使用することが経済合理的であるから、事業者は免税の手続きを行うことが想定される。軽油引取税が免税される用途は、本件公文書では業種として記載されており、当該業種で免税軽油を使用する事業者が1ないし少数の場合は、上記の条例第8条第2号に該当する情報を非公開としたとしても、業種を公開すれば、その情報をもとに免税を受ける事業者を特定することができることとなるため、このような場合は、業種も条例第8条第2号に該当する情報に含まれると考えるべきである。

また、事業者が1ないし少数しか存在しない業種であることがわかれば、本件公文書に記録された情報のうち、名称、所在地、業種等の事業者に関する情報を非公開としたとしても、本件公文書のうち公開された情報を他の情報と突合するなどして、事業者を相当程度特定ないし推測される可能性があるとの実施機関の説明は十分に首肯できる。

そうすると、1ないし少数しか存在しない、漁船以外の船舶、農業等及び木材加工業以外の業種のみについて作成された本件公文書においては、有意でない情報以外は、全て条例第8条第2号に該当する非公開情報に該当するものと認められるから、条例第9条第1項に規定する部分公開ができないこととなる。

したがって、条例第12条第2項の規定により、本件公文書の全部を公開しないこととしたとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	